

令和7年度着任 常陸大宮市地域おこし協力隊募集要項（案） 「漆産業の第一人者を目指す奥久慈漆技術継承」

1 募集の目的

漆とは、ウルシの樹皮に傷をつけて採取する樹液を言います。漆器はもとより、国宝・重要文化財の修理・修復には欠かせない素材で、文化庁は国の重要文化財等の修復などに100%国産の漆を使うことを目指しています。茨城県の漆の生産量は全国第2位で、そのほとんどが常陸大宮市及び隣接する大子町周辺で生産されています。中でも常陸大宮市で生産される漆を「奥久慈漆」といい、文化財の修復や多くの漆芸家にも使用される高品質な漆であるとともに、著名な漆芸家が市内で活躍しています。しかし、十分な生産量の確保ができていない現状で、今後の生産量の確保・拡大が喫緊の課題となっています。

また、漆掻き職人の高齢化や後継者不足により技術の継承が困難となっており、担い手の確保と育成を行う必要があります。

そこで、漆林の管理方法や、漆掻き、漆塗りの技術を習得しながら、漆の振興及び地域活性化に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

奥久慈漆の伝統的な生産技術を踏襲しつつ、漆掻きに特化するもよし、新たな技法や6次産業化へ取り組むもよし、漆産業の第一人者を目指してみませんか。

2 活動内容

常陸大宮市山方地域を中心に、漆の伝統継承及び生産振興を図る業務について、奥久慈うるし振興会と連携して取り組んでいただきます。

【主な業務】

○漆の生産管理及び漆掻き職人としての技術習得

- ・ウルシの植林作業（1人あたり300本/年 ウルシの確保）
- ・苗木の生産や漆林の生産管理方法（下草刈り、漆掻き）に関する実務
- ・漆器生産者の補助業務
- ・協力隊 SNS 及びブログ等での活動報告や情報発信

○その他

- ・漆や漆器を使った地域活性化に資する業務の提案
- ・活動に必要な研修会や会議等への参加
- ・自治会活動やお祭りなど、地域活動への参加

【活動内容に関する問合せ先】

常陸大宮市産業観光部農林振興課農林整備グループ

TEL：0295-52-1111（代）／ E-MAIL：nourin@city.hitachiomiya.lg.jp

3 活動場所

山方地域を中心とした市内全域

4 募集人員

2名

5 募集対象

【応募資格】

(1) 下記の①～③のいずれかに該当し、かつ④の要件を満たす方

① 3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域以外）にお住まいの方。

※現在、常陸大宮市に住民票がある方は対象になりません。

※ご自身の現住地が上記に該当するかご不明な場合はお問い合わせください。

② 常陸大宮市以外の地方自治体において地域おこし協力隊として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内の方

③ JETプログラム参加者として2年以上の活動歴があり、かつJETプログラム終了から1年以内の方

④ 採用決定後、速やかに常陸大宮市に住民票及び生活の拠点を移すことができる方

(2) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

(3) 心身ともに健康で誠実に職務を遂行できる方

(4) 将来的に常陸大宮市内に定住する意欲がある方

【必須条件】

(1) 普通自動車運転免許を取得し、日常的な運転に支障がない方

(2) パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）ができる方

(3) SNS等のインターネット環境を活動に活かすことができる方

(4) 積極的にSNS等で情報発信を行うことのできる方

(5) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、信頼関係を築ける方

(6) 市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

【歓迎条件】

(1) 漆などの伝統技術に興味のある方

(2) 男女問わず自然の中で下刈り等の作業を行う事が出来る体力のある方

(3) 積極的にイベント等を企画し、実施する意欲のある方

【その他】

(1) 個人差がありますが、漆にかぶれることがあります。応募に当たってはご留意下さい。

6 勤務時間

月曜日から金曜日のうち週4日勤務、1日7時間45分（8:30～17:15のうち休憩1時間を除く）を原則とします。

※漆掻きの時期である6月から10月の期間は7:00～15:45（うち休憩1時間）

※土日・祝日または勤務時間外に勤務した場合は、勤務時間内で調整します。

7 任用形態・任用期間

常陸大宮市 会計年度任用職員（産業観光部農林振興課所属）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（任命の日から3年を限度とする。）

8 報酬

・月 額 166,000円（翌月支給）

※令和7年度から186,000円に改定予定

- ・ 期末、勤勉手当 6月及び12月の年2回
(参考) 令和6年度支給率
期末手当：月額×1.225 勤勉手当：月額×0.4675
※初年度の6月は上記支給額の30%を支給

※報酬から、社会保険料等の本人負担分を控除します。
※市の規程に準じて、出張・研修旅費を別途支給します。

9 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- (2) 休 暇 年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇等）
- (3) 住 居 常陸大宮市が借り上げた住居を貸与します。
ただし、転居にかかる費用や生活必需品、光熱費等は自己負担となります。
- (4) 貸与物品 活動に必要な車（軽トラック）、パソコン等は貸与します。
自家用車の用意は必要ありません。
- (5) そ の 他 活動に必要な経費は、予算の範囲内で負担します。
業務に支障がない範囲で兼業可能です（要相談）。

10 退任後について（支援制度）

- (1) 地域おこし協力隊起業支援補助金
市内で起業する協力隊に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
 - ・ 対 象 者：概ね1年以上協力隊として活動している者又は活動していた者
 - ・ 補助金額：補助対象経費を合算した額の10分の10以内（上限100万円）
補助対象費とは・・・補助金の交付対象となる経費のことを言い、設備又は備品の購入に要する経費など、起業に要する経費が補助対象経費となります。
 - (2) 地域おこし協力隊定住支援助成金
退任後も引き続き市内に在住する協力隊に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。
 - ・ 対 象 者：協力隊として1年以上活動した者であって、市内の賃貸住宅に入居している者。
 - ・ 助成金額：交付対象となる経費は協力隊の居住用に供する賃貸住宅の家賃とし、家賃の2分の1とする（上限月額3万円）
 - ・ 助成期間：任期終了の翌月から最長24か月
- ※（1）及び（2）について、その他の要件があります。

11 募集期間

令和6年10月7日（月）～令和6年11月8日（金）

12 選考

- (1) 一次選考
 - ・ 提出書類をもとに書類審査を行います。合否の判定は応募者全員に文書にて通知します。
 - ・ 一次選考合格者には、二次選考以降の詳細を通知します。

(2) 二次選考

- ・常陸大宮市役所において面接審査を行います（令和6年12月上旬実施予定）。
可否の判定は、後日文書で通知します。

(3) 留意事項

- ・提出していただいた全ての書類は返却いたしません。
- ・応募及び選考にかかる経費（郵送料、交通費等）は応募者の負担となります。
- ・選考時に内容確認のため連絡する場合があります。

13 応募方法

(1) 提出書類

- ①常陸大宮市地域おこし協力隊応募用紙（別紙様式1）
- ②常陸大宮市地域おこし協力隊事業計画書（別紙様式2）
- ③自己PRレポート「協力隊任期中の活動目標について」（800文字程度、任意の様式）
- ④住民票抄本の写し（直近のもの）
- ⑤普通自動車運転免許証の写し

(2) 応募及び問合せ先

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

常陸大宮市地域創生部地域創生課地域創生グループ

TEL：0295-52-1111（代）／ E-MAIL：sousei@city.hitachiomiya.lg.jp

(3) 提出方法

電子メール、郵送または持参

※電子メールの場合：①から⑤をPDFファイルにして提出ください。

郵 送 の 場 合：11月8日（金）必着

持 参 の 場 合：平日 8:30～17:15 を受付時間とします。

14 漆の植林、生産管理について

漆は漆掻きができるまで約10年の生育期間が必要となります。また、漆掻きで生計を立てるには年間300本の漆を掻くことが見込まれることから、ウルシの安定した生産量が確保できるよう年間300本のウルシを10年間確保できるよう植林、生産管理する必要があります。

地域おこし協力隊の任期は最長3年間となることから、漆掻きで生計を立てるための退任後の適切な支援策についても検討していきます。



協力隊ブログ
GojappeLIFE!



協力隊 X
(旧 Twitter)



協力隊
Facebook



協力隊
Instagram